

霧島市条例第28号

令和7年7月3日

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1回の勤務につき 10,800円
開票管理者	1回の勤務につき 10,800円
投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
選挙立会人	1回の勤務につき 8,900円
開票立会人	1回の勤務につき 8,900円
投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円

」を

「

選挙長	1回の勤務につき 12,200円
開票管理者	1回の勤務につき 12,200円
投票所の投票管理者	日額 14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800円
選挙立会人	1回の勤務につき 10,100円

開票立会人	1回の勤務につき 10,100円
投票所の投票立会人	日額 12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額 10,900円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。